

南区青少年の地域活動拠点づくり事業実施要綱

制定 令和5年11月8日こ青育第737号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「青少年の地域活動拠点づくり事業実施要綱」に基づく青少年の地域活動拠点機能を備えた南区青少年の地域活動拠点の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第2条 南区青少年の地域活動拠点づくり事業は、中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことを目的とする。

2 個々の青少年の状況に応じた対応を行うことを通じて、抱える悩みや課題が深刻にならないよう、予防的支援や早期支援に取り組むものとする。

（事業手法）

第3条 事業の実施については、南区青少年の地域活動拠点づくり事業を適切に実施することができる運営団体（以下「運営団体」という。）を選定し、事業補助を行う。

2 第1項の規定に基づき、運営団体の選定に関する事項については、市長が別途定めるものとする。

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとし、地域の支援や協力を得ながら実施するものとする。

- (1) 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営
- (2) 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や多世代と交流する機会の提供
- (3) 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- (4) 青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり及び人材育成
- (5) 主に中・高校生を対象とした学習支援等
- (6) その他、本市が必要と認める事業

（実施施設）

第5条 事業は、市長が実施するに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設は横浜青年館とする。

- (1) 住所：横浜市南区睦町1-15-15

(2) 床面積：884 m²

3 実施場所については、別紙1のと通りの機能を確保するものとする。

(事業の実施)

第6条 事業の実施日は、原則として、週5日以上とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる日は原則として、休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

3 事業の実施時間は、土日を含む週3日は原則として午前9時～午後9時、週2日は午後3時から午後9時までとする。

ただし、別紙1の専用エリアについては、午後3時から午後8時までとすることができる。

4 第1項から第3項までの規定に関わらず、市長が必要と認めた時は、事業の実施方法等に応じて、実施日、休業日及び実施時間を変更することができる。

(対象者)

第7条 事業の対象者は、中・高校生世代の青少年を中心とし、青少年と多世代間の交流を促進することを目的として、その他の世代も対象とすることができる。

(事業経費)

第8条 事業の実施に要する経費は、運営団体として選定された団体の自主財源、横浜市からの補助金及びその他収入をもって充てる。

2 前項のその他収入とは、事業収入、実費負担に係る収入、運営協力費、広告収入、協賛金などをいう。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。

【事業の実施施設の機能】

事業実施施設を2つのエリアに分けて活用する。

①専用エリア：集会室1・2、絵画室、和室

②交流エリア：音楽室1、2、多目的室、集会室3、演劇練習室、パントリー、倉庫

【各エリアの機能】

本施設においては、青少年の居場所や活動を実施する拠点として、次の機能を備える。

①専用エリア：青少年が安心して自由に過ごし、活動する場（居場所機能）

②交流エリア：それぞれの部屋の特徴を活かした活動や、様々な人と交流をする場

